

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成27年5月19日

秋田県監査委員 平山晴彦
 秋田県監査委員 三浦英一
 秋田県監査委員 石塚博史
 秋田県監査委員 中嶋定雄
 財 23
 平成27年4月17日

秋田県監査委員 工藤嘉範
 秋田県監査委員 中田潤
 秋田県監査委員 石塚博史
 秋田県監査委員 中嶋定雄
 様

秋田県知事 佐竹敬久

財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年3月12日付け監委-727で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

監査箇所名	一般財団法人秋田県総合公社	所管課名	総務課								
監査年月日	平成27年1月22日										
(指摘事項) 秋田県立中央公園のプロパンガスの単価契約において、競争入札に付すべき金額であるにもかかわらず、随意契約をしているので、今後は適切に処理すること。											
(所管課措置事項) 財務規程等を遵守し、適正な事務処理を行うとともに、複数職員によるチェック機能の強化を行うよう指導しました。											
監査箇所名	公立大学法人国際教養大学	所管課名	学術振興課								
監査年月日	平成27年1月22日										
(指摘事項) 授業料等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。 未収金額（監査日現在） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業料</td> <td>267,900</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>254,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>521,900</td> </tr> </tbody> </table>				項目	金額（円）	授業料	267,900	その他	254,000	計	521,900
項目	金額（円）										
授業料	267,900										
その他	254,000										
計	521,900										
(所管課措置事項) 新たな未収金が発生しないよう、また、発生した際には、分納等による納付を勧奨するなど、きめ細かな納付相談、納付指導を実施し、未収金の回収に努めるよう法人に指導しました。											
(単位：円)											
項目	未収金額	回収金額	平成27年3月31日現在の残高								
授業料	267,900	200,000	67,900								
その他	254,000	49,000	205,000								

計	521,900	249,000	272,900
---	---------	---------	---------

監査箇所名	公立大学法人秋田県立大学	所管課名	学術振興課
-------	--------------	------	-------

監査年月日	平成27年1月23日
-------	------------

(指摘事項)

授業料等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

未収金額（監査日現在）

項目	金額（円）
授業料	666,850
その他	20,000
計	686,850

(所管課措置事項)

授業料については、新たな未収金が発生しないよう、また、発生した際には、分納等による納付を勧奨するなど、きめ細かな納付相談、納付指導を実施し、未収金の回収に努めるよう法人に指導しました。

(単位：円)

項目	未収金額	回収金額	平成27年3月31日現在の残高
授業料	666,850	20,000	646,850

その他については、債務者が破産したため、破産管財人が手続きを行い、回収不能が確定しております。法人では、会計基準等に則り、適切に会計処理を行っております。

監査箇所名	株式会社玉川サービス	所管課名	観光戦略課
-------	------------	------	-------

監査年月日	平成27年1月22日
-------	------------

(指摘事項)

1 企業負担金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

未収金額（監査日現在）

項目	金額（円）
企業負担金	1,584,805
遅滞損害金	134,418
会社運営費	133,193
計	1,852,416

2 会社法で定められた3か月に1回以上の取締役会を開催していないので、今後は会社法に基づき業務を執行すること。

(所管課措置事項)

1 当該未収金については、負担企業の業績不振により発生したもので、分割による今後の納付計画が提出されており、計画に沿った回収に努めること及び未収金の発生防止に努めるよう指導しました。

未収金額（平成27年3月31日現在）

項目	金額（円）	回収金額（円）	平成27年3月末における残高（円）
企業負担金	1,584,805	0	1,584,805
遅滞損害金	134,418	0	134,418
会社運営費	133,193	0	133,193
計	1,852,416	0	1,852,416

2 会社法に基づき3か月に1回以上の取締役会を開催するよう指導しました。

監査箇所名	株式会社秋田ふるさと村	所管課名	観光戦略課
-------	-------------	------	-------

監査年月日	平成27年 1月22日
-------	-------------

(指摘事項)

工芸工房利用料金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

未収金額（監査日現在）

項 目	金 額 (円)
工芸工房利用料金	212,452

(所管課措置事項)

当該未収金については、入居テナントの業績不振により発生したもので、分割納付により回収を進めており、引き続きその回収に努めること及び未収金の発生防止に努めるよう指導しました。

未収金の回収状況（平成27年 3月31日現在）

項 目	金 額 (円)	回収金額 (円)	平成27年 3月末における残高 (円)
工芸工房利用料金	212,452	10,203	202,249

監査箇所名	地方独立行政法人秋田県立療育機構	所管課名	障害福祉課
-------	------------------	------	-------

監査年月日	平成27年 1月22日
-------	-------------

(指摘事項)

日用品費等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、なお多額に上っていることから、その回収に一層努めること。

未収金額（監査日現在）

項 目	金 額 (円)
日用品費	1,118,793
利用者負担金	247,223
入院	168,000
外来	6,920
その他医業	13,650
その他	86,155
計	1,640,741

(所管課措置事項)

未収金の回収状況

(単位：円)

項 目	未収金額	回収金額	平成27年 3月31日における残高
日用品費	1,118,793	0	1,118,793
利用者負担金	247,223	0	247,223
入院	168,000	0	168,000
外来	6,920	750	6,170
その他医業	13,650	0	13,650
その他	86,155	0	86,155
計	1,640,741	750	1,639,991

利用契約締結時の面接相談で、各種社会資源に関する情報を提供する等、未収金発生リスクの低減に努めること。また、滞納者に対し、電話や訪問による督促を行うほか、分納等による支払勧奨により、引き続き未収金の回収に努めること。以上の方法に加え、滞納者の状況に即して支払督促等の法的手続きを執り、適正な債権管理に組織的に取り組むよう指導しました。

監査箇所名	地方独立行政法人秋田県立病院機構	所管課名	医務薬事課
-------	------------------	------	-------

監査年月日	平成27年 1月23日
-------	-------------

(指摘事項)

- 1 入院等に係る未収金が新たに発生しているもので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、なお多額に上っていることから、その回収に一層努めること。

未収金額（監査日現在）

項 目	金 額 (円)
入院	20,649,451
医業外	512,181
外来	314,954
その他医業	173,913
計	21,650,499

- 2 リハビリテーション・精神医療センターの医業外未収金について、債権管理簿が作成されておらず、実習生の宿舍使用料等における請求の遅延や適切な督促が行われていないものが散見された。今後は、病院機構全体として債権管理体制を整え、未収金の早期回収に努めること。

(所管課措置事項)

- 1 未収金の回収状況

項 目	金 額 (円)	回収額 (円)	3月31日現在残高 (円)
入院	20,649,451	566,249	20,083,202
医業外	512,181	26,232	485,949
外来	314,954	5,250	309,704
その他医業	173,913	18,280	155,633
計	21,650,499	616,011	21,034,488

未収金対策として、電話、文書、面談等、様々な方法による督促は元より、分割納付や連帯保証人への請求などの未払者の状況に応じた回収や、内容証明郵便による催告を行った上での支払督促を引き続き定期的に行うなど、一層の回収強化を図るよう指示し、秋田県立病院機構（以下病院機構）においても当該措置に努めています。

また、未収金の未然防止として、これまでも病院機構で行っている患者の利便性を図ったクレジットカードによる支払いや、入院時における限度額適用認定証の申請手続きに関する説明の実施について、引き続き努めるよう指示するほか、休日等の救急患者からの預かり金徴収の検討など、より一層の防止に努めるよう指導してまいります。

- 2 リハビリテーション・精神医療センターにおける宿舍使用料の未収金については、電話、文書等による督促を行い順次回収に努めるほか、債権管理簿を作成し、督促等の状況について記録し、一層の回収強化を図るよう指示を行い、病院機構においても当該措置に努めています。また、新たな未収金が発生しないよう迅速な請求事務を行うよう指示したほか、今後はより一層の防止に努めるよう指導してまいります。

監査箇所名	公益社団法人秋田県農業公社	所管課名	農林政策課
-------	---------------	------	-------

監査年月日	平成27年 1月23日
-------	-------------

(指摘事項)

- 1 家畜導入事業等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、なお多額に上っていることから、その回収に一層努めること。

未収金額（監査日現在）

項 目	金 額 (円)
-----	---------

家畜導入事業	103,677,040
売買・賃貸借事業	37,257,256
就農支援資金貸付金	2,785,000
農作業受委託事業	1,397,000
比内地鶏素雛供給事業	978,450
新規参入円滑化等対策事業	738,900
計	146,833,646

- 2 職員に対して法定労働時間を超える勤務を命じるにあたり、労働基準法第36条第1項に規定する書面による協定の締結及び行政官庁への届け出を行っていないので、今後は適切に処理すること。

(所管課措置事項)

- 1 未収金の回収については、公社の財政基盤の健全化を図る上で極めて重要な課題であることから引き続き債務者との個別協議や支払能力にあった納入を促進するとともに、弁護士等の専門家の力を借りながら法的措置による回収や破産等により回収不能な未収金については償却措置を行うよう指導しております。

この結果、平成27年3月末現在の未収金額は、136,305,295円となっており、前年度残高から15,287,323円減少しております。(回収額：6,353,972円、償却額：8,933,351円)

今後とも、未収金回収に努めるほか、未収農家の実態等を再確認のうえ、償却措置を含めた未収金の解消に努めるよう指導してまいります。

未収金額

項 目	平成25年度末 の 金 額	監査日現在の 金 額	監査日以降 回 収 金 額	回収金額計
家畜導入事業	105,143,932	103,677,040	735,000	2,201,892
売買・賃貸借事業	39,678,036	37,257,256	415,000	2,835,780
就農支援資金貸付金	2,905,000	2,785,000	355,000	475,000
農作業受委託事業	1,427,000	1,397,000	0	30,000
比内地鶏素雛供給事業	1,238,450	978,450	90,000	350,000
新規参入円滑化等対策事業	1,200,200	738,900	0	461,300
計	151,592,618	146,833,646	1,595,000	6,353,972

(単位：円)

項 目	償 却 額	平成27年3月31日 現 在 の 金 額
家畜導入事業	529,086	102,412,954
売買・賃貸借事業	7,237,265	29,604,991
就農支援資金貸付金	0	2,430,000
農作業受委託事業	1,167,000	230,000
比内地鶏素雛供給事業	0	888,450
新規参入円滑化等対策事業	0	738,900
計	8,933,351	136,305,295

- 2 予備監査終了後、速やかに労働基準法第36条第1項に規定する協定を締結するよう指導し、12月25日に労働基準監督署に届出済み。

今後は、法令を遵守し適正に運営するよう指導してまいります。

監査箇所名	公益財団法人あきた企業活性化センター	所管課名	地域産業振興課
監査年月日	平成27年1月22日		

(指摘事項)

機械類貸与事業等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、なお多額に上っていることから、その回収に一層努める

こと。

未収金額（監査日現在）

項 目	金 額（円）
機械類貸与事業	210,453,018
設備資金貸付事業	73,436,083
設備貸与事業	41,419,120
計	325,308,221

（所管課措置事項）

御指摘のありました未収金の回収については、（公財）あきた企業活性化センターに債権管理の実務に精通した非常勤職員及びプロパー職員を配置し、これら職員が未収金回収状況を踏まえて、毎月初めに作成する訪問計画に従い、定期的な企業訪問による経営状況確認と債務者等の資産状況の確認に努めるよう指導しているほか、支払い延期を求める企業等については、職員が経営状況を把握した上で、無理の無い返済計画の作成に協力し、これに沿って償還を進めさせるよう指導しております。

この結果、未収企業27社より定期的な入金があり、うち2社については平成26年度に償還が終了しました。また、支払い延期申請のあった企業10社の債権13件については、資金繰表等を徴求して経営状況を把握した上で、返済計画に沿って償還を進めました。

以上の回収活動等により、平成27年3月末現在の未収金は321,833,238円となり、前年度末残高から18,187,267円、監査日時点から3,474,983円、それぞれ減少しております。

今後とも未収金の債権管理を一層強化するとともに、未収企業が倒産・破産した場合は債務者及び連帯保証人との折衝を進め、必要に応じて法的な手続きによる回収を進めるほか、新たな未収金の発生防止のために、事業者の業容の把握に努め、発注情報等を企業に提供してその業績向上を図るなど、状況に即した対策を講ずるよう指導してまいります。

未収金額（平成27年3月末現在）

（単位：円）

項 目	25年度末	監査日現在	27年3月末現在	回収状況
		a	b	a-b
機械類貸与事業	222,745,302	210,453,018	207,473,035	2,979,983
設備資金貸付事業	73,836,083	73,436,083	73,336,083	100,000
設備貸与事業	43,439,120	41,419,120	41,024,120	395,000
計	340,020,505	325,308,221	321,833,238	3,474,983

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県教育委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成27年5月19日

秋田県監査委員 平 山 晴 彦
秋田県監査委員 三 浦 英 一
秋田県監査委員 石 塚 博 史
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄
教生 88
平成27年4月9日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範
秋田県監査委員 中 田 潤
秋田県監査委員 石 塚 博 史
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄
様

秋田県教育委員会

財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年3月12日付け監委-727で通知のありましたこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

監査箇所名	一般財団法人秋田県青年会館	所管課名	生涯学習課
監査年月日	平成27年1月23日		
(指摘事項) 物品購入等の随意契約において、予定価格を定めていないものがあるので、今後は適切に処理すること。			
(所管課措置事項) 御指摘の事項については、一般財団法人秋田県青年会館会計規則を遵守するとともに、事務処理を複数の職員でチェックする体制を整える等、適切に処理するよう指導しました。			